

障がい者手帳等をお持ちの方へ

大阪府教育委員会

障害者雇用促進法に基づき、都道府県教育委員会には、雇用している労働者の一定割合（2.5%）、障がい者を雇用しなければならないという障がい者雇用義務が課されています。

また、障がい者雇用状況の報告を行う必要があります。（障がい者雇用状況の報告の詳しい内容については、下記の「1. 利用目的及び必要な情報」を参照してください。）

平成18年4月の障害者雇用促進法改正では、各事業主の実雇用率の算定の際に、従来の身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者が算定対象となり、平成22年7月からは、短時間労働者の算定方法も変更されました。

こうした法改正や個人情報保護法の制定を背景に、労働者の障がいに関する情報は、従来以上に厳正に取り扱うことが求められています。

つきましては、障がい者手帳等※をお持ちの方で、その情報を下記のとおり利用することについてご了承ください。合格者説明会当日、別添の同意書をご提出いただくとともに、障がい者手帳等の確認のため、持参してください。

※ 障がい者手帳とは、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のことを指します。

また、身体障がい者については、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による診断書・意見書（内部障がいについては指定医のものに限る。）、知的障がい者については、児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書をお持ちの方についても、障がい者雇用義務制度の対象となります。

申告があったことを理由として、職場において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

記

1. 利用目的及び必要な情報

毎年6月1日における障がい者の雇用状況を、厚生労働省に報告しなければならないこととなっています。

このため、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）では、雇用する労働者のうち、障がい者である労働者の人数を、障がい種別・程度ごとに報告する必要があります。

2. 毎年度の利用

障がい者雇用状況の報告は、毎年度1回行わなければならないこととされていることから、府教委では、障がい者雇用状況の報告の業務を実施するに当たり、今回あなたから申告していただいた情報を、毎年度利用することとなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、府教委は、申告していただいた情報を、本人の同意無く、障がい者雇用状況の報告以外の利用目的のために用いることは一切ありません。

3. 情報の更新

今回申告していただいた情報について、毎年度障がい者雇用状況の報告のために用いるに当たり、内容に変更があると考えられるような場合には、障がい者雇用状況の報告の実施に必要な範囲で、変更の有無について確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、情報の内容の変更とは、具体的には、障がい等級の変更や、有効期限を過ぎた精神障がい者保健福祉手帳の更新の有無等を想定しています。このため、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の有効期限を届け出てください。

また、今回申告していただいた情報について、その内容の正確性を確保する観点から、障がい等級に変更があった場合や、精神障がい者保健福祉手帳を返却した場合には、その旨校長まで連絡してください。